

# 特殊詐欺にご注意!!

- ・「農業委員会の法律が変わったので・・・」などの不審電話にご注意!
- ・農業者年金基金の職員を装った不審電話にご注意!
- ・行政職員を装った還付金詐欺にご注意!

## こんな手口は特殊詐欺!

**お金は振り込まない! 手渡さない! 送らない!**

**振り込み詐欺**

**オレオレ詐欺**  
「風邪を引いて声が変わった」「会社の金を使い込んだ」

**架空請求詐欺**  
「名義貸しは違法」「有料サイトの利用料金が未納」

**融資保証金詐欺**  
「信用度を確かめる」「保証料が必要」

**還付金詐欺**  
「医療費の還付金がある」「ATMに行ってください」

**振り込み詐欺以外の特殊詐欺(一例)**

**金融商品等取引名目**  
「必ず儲かる」「株や債権を買わないか」

**キャンペーン必勝情報提供名目**  
「宝くじの当せん番号を教える」「情報料が必要」

**異性交際あっせん名目**  
「交際できる異性を紹介する」「情報料が必要」

**要注意!!**

- 現金を預かる
- 現金を宅配便で送って
- 電子マネーを買って、番号教えて

**これも詐欺!**



このたび、4月より新農業委員に就任する松元明彦(大字系原)です。農業委員という立場から、宮崎市の農業の発展のために、お力添えをさせていただきます。また、担い手への支援、農地の集約・解消、農地の発生・集約、農地の利用促進等に努めます。ご不明な点やお問い合わせは、お気軽にどうぞ。



農業委員  
松元 明彦  
(大字系原)

新農業委員を紹介します



委員長  
副委員長

久保田 香  
小倉 利俊  
小島 章  
比呂 光博  
松元 明彦



(小倉 俊博)

太陽の光が強い季節になりました。毎日、暑さと戦いながら、仕事をしています。暑さ対策として、早朝・夕方の作業を心がけています。また、農地の利用促進のため、農地の発生・集約、農地の利用促進等に努めます。ご不明な点やお問い合わせは、お気軽にどうぞ。

編集後記



# 宮崎市農業委員会だより



発行/宮崎市農業委員会  
編集/広報委員会

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目14番20号  
Tel. 0985-21-1784 E-mail: 60nougou@city.miyazaki.miyazaki.jp  
宮崎市ホームページアドレス http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp



## 農地利用の一斉調査を行いました!

### 1 農地利用状況調査及び荒廃農地調査について

- ・「農地利用状況調査」は、農地法の規定により、毎年1回、6月頃を定めて各地域の農地利用を総点検する活動で、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握や違反転用の早期発見等について重点的に取り組むことを目的としています。
- また、これに併せて、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」も共同で実施しています。

### 2 調査の判断基準について

- A 分類 ~再生利用を目指す荒廃農地。遊休農地の内、抜根、整地、客土等により再生が可能であり、かつ継続した耕作が見込まれる農地。
- B 分類 ~再生利用が困難と判断される土地。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地。
- 保全管理~耕作はされていないが、少なくとも1年に1回以上草刈を行うなどの管理を行っている農地。

### 3 遊休農地と判断された場合はどうなるの?

- 遊休農地(A分類)と判断された場合
  - ・遊休農地所有者へ、農地利用意向調査を実施します。(9月~11月頃)
- 農地の再生利用が困難(B分類)と判断された場合
  - ・B分類を対象に、地区毎に非農地判断調査を実施します。(12月頃)

もくじ

- ①農地利用の一斉調査を行いました!
- ②農地の適正管理について(お願い)
- ③研修会を開催します!
- ④特殊詐欺にご注意!!、新農業委員を紹介!

# 農地の適正管理について(お願い)

農業従事者の高齢化や担い手不足などの理由で、  
今後、耕作されない農地が増加するおそれがあります。  
遊休農地が増えてしまうと、病害虫が発生する等、  
周辺農地への悪い影響や農村景観の悪化が懸念されます。



農地を所有する方は、  
責任をもって草刈り、耕うん等の農地管理を行い、  
周囲の人に迷惑をかけないように心がけましょう。



## ■農地法に、その責務について定めがあります

農地法第2条の2（農地について権利を有する者の責務）  
農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、  
当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消対策として、

- 日頃から地域の農地をパトロールし、耕作が滞り、遊休化のおそれがある農地については、耕作者にお話を伺い、早めの対策を実施
- 毎年1回、地域の農地の利用状況を総点検する調査を実施
- 遊休化している農地の所有者等を対象に利用意向調査を実施
- 意向調査後、意向どおりに利用の増進が図られていない場合は、指導を実施などの取り組みを行っています。

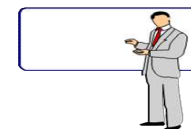
農地はいったん荒れてしまうと、元に戻すのに多大な労力と費用がかかります。  
耕作ができなくなった時は、農地が荒れる前に、早めにご相談ください。

※詳しくは農業委員会事務局、または各地区の農地利用最適化推進委員におたずねください。

# 研修会を開催します！

テーマ：「農業経営に関わる税金等について」  
(贈与税・相続税・家族経営協定など)

経営改善に向けて避けて通れない問題です！  
この機会に是非ご来場ください。



<平成30年度 開催場所・日程>

| 日 時                     | 場 所                    | 対象地区                      |
|-------------------------|------------------------|---------------------------|
| 平成30年9月 6日(木)<br>19:00~ | 新JA宮崎営農センター<br>(芳士)    | 住吉・大宮・櫛・北・<br>大淀・生目・佐土原など |
| 平成30年9月 7日(金)<br>19:00~ | 田野総合福祉館<br>(田野)        | 田野・高岡など                   |
| 平成30年9月10日(月)<br>19:00~ | JA南宮崎営農センター<br>(清武町加納) | 赤江・木花・青島・<br>清武など         |

## <家族経営協定とは…?>

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、営農の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

## <協定締結のメリットは…?>

- ①農業者年金保険料の国庫補助(政策支援)
- ②農業改良資金、農業近代化資金等の借り入れ
- ③認定農業者の共同申請が可能となり、農地のあっせんが受けられる…など



## <お問い合わせ先>

宮崎市農業委員会事務局 総務係  
TEL: 0985-21-1784  
FAX: 0985-20-1565